

# 平成29年度の加入光ファイバに係る 接続料の改定について

## I 申請概要

### 1. 申請者

東日本電信電話株式会社(以下「NTT東日本」という。)

代表取締役社長 山村 雅之

西日本電信電話株式会社(以下「NTT西日本」という。)

代表取締役社長 村尾 和俊

(以下「NTT東日本」及び「NTT西日本」を「NTT東日本・西日本」という。)

### 2. 申請年月日

平成29年2月2日(木)

### 3. 実施予定期日

認可後、平成29年4月1日(土)に遡及して適用。

### 4. 概要

平成29年度の光信号端末回線伝送機能等の接続料を設定するため、接続約款の変更を行うものである。

# II 主な変更内容

## 1. 概要

NTT東日本・西日本は、平成 28 年度から平成 31 年度までの4年間の加入光ファイバ接続料について、年度ごとの需要と費用を予測して算定する将来原価方式を用いて算定を行い、電気通信事業法(昭和 59 年法律第 86 号)第 33 条第2項の規定に基づき、平成 28 年7月 27 日に総務大臣の認可を受けている。

また、その際、平成 27 年度における費用と収入について、当初の見込値と実績値との乖離額を平成 29 年度の接続料原価に加えて接続料を算定すること(いわゆる乖離額調整)についても併せて第一種指定電気通信設備接続料規則(平成 12 年郵政省令第 64 号、以下「接続料規則」という。)第3条ただし書の規定による総務大臣の許可を受けている。

本件申請は、既に認可を受けている平成29年度の接続料について、平成27年度における見込値と実績値との乖離額に係る乖離額調整を行うこと等により変更しようとするものである。

### ■ 変更申請の概要

(タイプ1-1)※

3

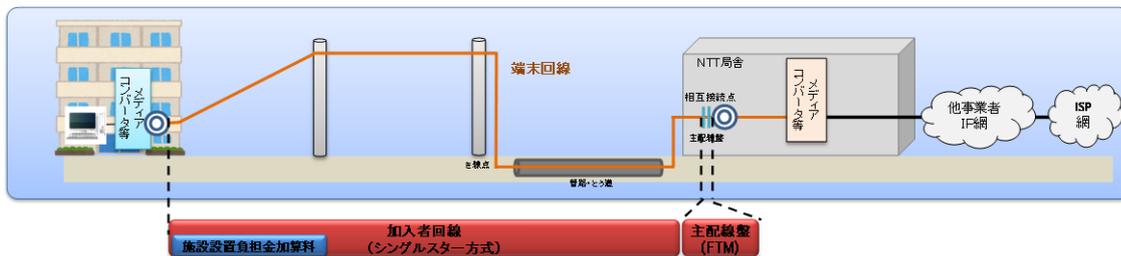
	NTT東日本		NTT西日本	
	(変更申請接続料) H29 年度	(認可済接続料) H29 年度	(変更申請接続料) H29 年度	(認可済接続料) H29 年度
シングルスター方式 ※1	2,953 円 (+0.6%)	2,935 円	3,159 円 (+0.5%)	3,142 円
シェアアクセス方式 ※1※2	2,490 円 (+0.6%)	2,474 円	2,553 円 (+0.4%)	2,542 円

※1 括弧内の数字は、平成 28 年度接続料改定の際に認可された平成 29 年度接続料に対する増減率。

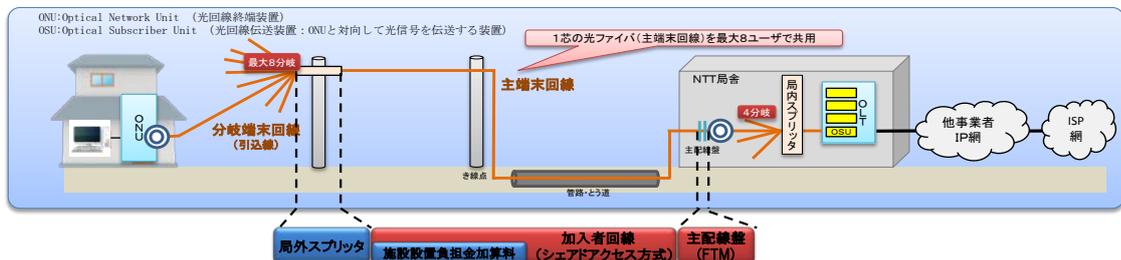
※2 シェアアクセス方式の加入光ファイバの接続料に含まれる局外スプリッタの接続料は、実績原価方式にて算定(認可済の平成 29 年度接続料に含まれる局外スプリッタ接続料は平成 28 年度適用接続料(東:75 円、西:60 円)であり、平成 29 年度の変更申請接続料に含まれる局外スプリッタ接続料は平成 29 年度適用接続料(東:74 円、西:57 円(現在申請中)))。

※3 平日・昼間帯故障修理の場合。

・ シングルスター方式 ■ : 将来原価方式により算定 ■ : 実績原価方式により算定



・ シェアアクセス方式 ■ : 将来原価方式により算定 ■ : 実績原価方式により算定



## 2. 乖離額調整

接続料規則では、将来原価方式によって接続料原価を算定する際の調整額は0と規定されており(第12条の2第1項)、乖離額調整は原則として認められていない。

これは、将来原価方式においては、申請者であるNTT東日本・西日本が自らの経営情報や経営判断等に基づき接続料原価を算定するとともに、将来の合理的な需要の予測値を用いて接続料を算定することとされており、予測と実績の乖離が事後的に発生した場合は予測を行った申請者が自ら責任を負うべきもの等の考え方に基づくものである。

一方、前回接続料算定期間(平成26年度～28年度)における加入光ファイバ接続料の認可の際には、当該接続料を将来原価方式で算定することが認められたことに加え、それを適用した場合に各年度の費用と収入の実績値に乖離が生じたときは、乖離額を翌々年度の接続料原価に算入する乖離額調整を行うことについても併せて接続料規則第3条ただし書の規定により特例的に許可された。

このため、現在の接続料算定期間(平成28年度～31年度)における加入光ファイバ接続料については、その認可をした際に、平成28年度の接続料については平成26年度における乖離額の実績値を調整するとともに、平成27年度における乖離額を同年度上半期の実績値から下半期を予測して見込値として計算した上で調整することとされた。

本件申請では、平成27年度における費用と収入の実績値を改めて算定し、認可時に計算した見込値との乖離額を、平成29年度の接続料原価に改めて算入する方法で乖離額を調整することにより、既に認可を受けている接続料を変更することとしている。

### (1)平成27年度における見込値と実績値との乖離額の算定

#### ■平成27年度における見込値と実績値との乖離額

		芯線数	収入	費用	
NTT 東日本	見込値 <sup>※1</sup>	374.5万芯	1,368億円	1,542億円	
	実績値	374.8万芯	1,369億円	1,551億円	
	差額	+0.3万芯	+1億円	+9億円	→ 乖離額 : 8億円
NTT 西日本	見込値 <sup>※1</sup>	312.7万芯	1,147億円	1,334億円	
	実績値	313.4万芯	1,150億円	1,342億円	
	差額	+0.7万芯	+3億円	+8億円	→ 乖離額 : 6億円

※1 平成27年度上半期の実績値から下半期を予測して計算。

上記のように、NTT東日本及び西日本ともに、平成27年度の芯線数及び収入の実績値は概ね見込値と同水準であったが、費用については、設備管理運営費は減少したが、自己資本比率が上昇した結果、報酬が増加したことにより、費用の実績値が見込値を上回った。その結果として、NTT東日本において8億円、NTT西日本において6億円の乖離が生じている。

## (2) シングルスター方式に係る接続料の乖離額調整

本件申請では、シングルスター方式に係る平成 29 年度の接続料原価は、平成 27 年度における見込値と実績値との乖離額のうち、①NTT東日本・西日本の局舎から利用者宅までの区間の加入者回線、②FTM に係るもののみを加算して算定することとされている（NTT東日本：4億円、NTT西日本：2億円）。これを平成 29 年度の予測芯線数で除すことにより、1 芯当たりの乖離額は、次のとおり算定されている。

### ■ 乖離額(シングルスター方式)

		①シングルスター方式	②シェアドアクセス方式	総額※ (①+②)
NTT 東日本	乖離額	4億円	(5億円)	8億円
	1 芯当たり乖離額	+18 円		
NTT 西日本	乖離額	2億円	(3億円)	6億円
	1 芯当たり乖離額	+17 円		

※ 端数処理の関係で合計値と一致していない。

一芯当たり乖離額を算入したシングルスター方式の接続料は以下のとおり。

### ■ シングルスター方式の接続料 ※1※2

(タイプ1-1)

	NTT 東日本	NTT 西日本
平成 29 年度 変更申請接続料	2,953 円	3,159 円
平成 29 年度 認可済接続料	2,935 円	3,142 円
乖離額 ※3	+18 円	+17 円

※1 1 芯当たりの月額料金。

※2 上記のほかに、回線管理運営費(東:54 円、西:70 円(平成 29 年度。実績原価方式により申請中))が必要。

※3 平成 29 年度における見込値と実績値との乖離額。

### (3)シェアドアクセス方式に係る接続料の乖離額調整

本件申請では、シェアドアクセス方式に係る平成 29 年度の接続料原価は、平成 27 年度における見込値と実績値との乖離額のうち、①NTT東日本・西日本の局舎から局外スプリッタまでの区間の加入者回線、②FTM に係るもののみを加算して算定することとされている（NTT東日本：5億円、NTT西日本：3億円）。これを平成 29 年度の予測芯線数で除すことにより、1 芯当たりの乖離額は、次のとおり算定されている。

#### ■乖離額（シェアドアクセス方式）

		①シングルスター方式	②シェアドアクセス方式	総額※ (①+②)
NTT 東日本	乖離額	(4億円)	5億円	8億円
	1 芯当たり乖離額		+17 円	
NTT 西日本	乖離額	(2億円)	3億円	6億円
	1 芯当たり乖離額		+14 円	

※ 端数処理の関係で合計値と一致していない。

一芯当たり乖離額を算入したシェアドアクセス方式の接続料は以下のとおり。

#### ■シェアドアクセス方式の接続料 ※1※2 (タイプ1-1)

	NTT 東日本	NTT 西日本
平成 29 年度 変更申請接続料	2,490 円	2,553 円
平成 29 年度 認可済接続料	2,474 円	2,542 円
乖離額 ※3	+17 円	+14 円
局外スプリッタの前年適用 接続料と今回申請接続料との差額 ※2	▲1 円	▲3 円

※1 1 芯当たりの月額料金。

※2 シェアドアクセス方式の加入光ファイバの接続料に含まれる局外スプリッタの接続料は、実績原価方式にて算定（平成 29 年度認可済接続料に含まれる局外スプリッタ接続料は平成 28 年度適用接続料（東：75 円、西：60 円）であり、平成 29 年度の変更申請接続料に含まれる局外スプリッタ接続料は平成 29 年度適用接続料（東：74 円、西：57 円（現在申請中）））。

※3 平成 27 年度における見込値と実績値との乖離額。

### **3. その他**

#### **・端末回線伝送機能の一部改定(NTT東日本のみ)**

接続約款上整理品目化(新規受付停止)されている端末回線伝送機能(メトロハイリンクに係るもの)について、当該機能の利用が無くなったことから、接続約款から関連する規定を削除する。

また、端末回線伝送機能(メガデータネットに係るもの)の一部改定について、平成 28 年度に整理品目化することから、メニューを附則に移行する等の規定整備を行う。<sup>※</sup>

※ NTT西日本は同機能について平成 29 年度末整理品目化、平成 30 年度末廃止予定。